

## 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））における保有個人情報の目的外利用等について

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する目的で、18歳以下の子どもを養育する世帯（児童手当における制限を超える所得の世帯を除く。）に対して、臨時特例的な給付措置として、令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金（以下「本給付金」という。）を給付する。

### 2 保有個人情報の目的外利用を行う理由

別紙「事務の流れと目的外利用する情報」のとおり

※ なお、本給付金については、令和3年11月26日に送付された「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））自治体職員向けQ&A」（問1-12）において、特定公的給付への追加が検討されていると回答があり、追加された場合は、法の規定に基づく目的外利用となる。

### 3 事務の内容

#### (1) 名称

令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金給付事務

#### (2) 実施主体

市町村(特別区を含む。)

#### (3) 支給対象児童

ア 児童手当対象児童 令和3年9月分の児童手当（令和3年9月出生の児童については、10月分。本則給付のみ。公務員を含む。）に係る支給要件児童

イ 高校生対象児童 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童

ウ 新生児対象児童 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童

#### (4) 支給対象者

ア 一般支給対象者 支給対象児童の世帯の主たる生計維持者で、令和3年9月分の児童手当を武蔵村山市（以下「本市」という。）から支給されたもの

イ 要申請支給対象者 支給対象児童の世帯の主たる生計維持者で、児童手当算定児童（16歳以上の児童は、児童手当の支給要件児童ではないが、児童手当の支給額に影響する場合があります、当該児童を児童手当算定児童という。）に該当しない児童や新生児対象児童を養育する者及び公務員

#### (5) 支給額

支給対象児童1人当たり5万円を給付する。

#### (6) 支給方法

一般支給対象者については、本市が支給の通知を行った上で、児童手当と同じ口座に振り込む。

要申請支給対象者については、申請内容を審査した上で、要申請支給対象者が指定した口座に振り込む。

#### (7) 支給日

一般支給対象者については、令和3年12月下旬に振り込む。

要申請支給対象者については、申請を受けた後、準備ができ次第振り込む。